

## 製造分野特定技能 1 号評価試験に関する FAQ

令和 5 年 10 月 11 日（水）時点版

1. 製造分野特定技能評価試験について（特定技能 1 号と 2 号に共通する内容） .....	2
(1) 試験日程.....	2
(2) 受験資格.....	2
(3) 合否等.....	2
2. 製造分野特定技能 1 号評価試験等について.....	3
(1) サンプル問題.....	3
(2) 複数の業務区分で共通して対象となっている技能を選択した場合の従事可能な業務区分について ....	3
(3) 受験の申込み.....	3
(4) その他.....	4

## 1. 製造分野特定技能評価試験について（特定技能1号と2号に共通する内容）

---

### (1) 試験日程

（質問 1-1）試験日程・開催場所は決まっていますか。

（回答 1-1）最新の試験日程・開催場所は経済産業省ホームページ、及び、製造業における特定技能外国人材制度ポータルサイト上にて随時情報更新をしています。

経済産業省ホームページ

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/gaikokujinzai/sswm-exam.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/sswm-exam.html)

製造業における特定技能外国人材制度ポータルサイト

特定技能1号：[https://www.sswm.go.jp/exam\\_f/](https://www.sswm.go.jp/exam_f/)

特定技能2号：[https://www.sswm.go.jp/exam\\_f\\_02/](https://www.sswm.go.jp/exam_f_02/)

### (2) 受験資格

（質問 1-2）特定技能に係る試験の受験資格者の対象を教えてください。

（回答 1-2）受験資格者は、令和2年4月1日以降については、国内試験についても過去に中長期在留者として在留した経験がない方であっても受験を目的として「短期滞在」の在留資格により入国し、受験することが可能となりましたので、試験日当日において満17歳以上の外国人（なお、日本上陸時点では18歳以上であることが必須）とし、試験に合格した場合に日本国内で就業する意思のある者であれば対象となります。

なお、製造分野特定技能2号評価試験の受験に当たっては、「日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験を有すること」が試験の申込時に必要となります。

### (3) 合否等

（質問 1-3）合否はいつ分かりますか。

（回答 1-3）試験結果は、試験後3か月以内に、マイページにて結果通知を行います。

（質問 1-4）合格したあとの手続きはどうなりますか。

（回答 1-4）事務局から証明書を発行します。下記の申込ページをご覧ください。

合格証明書の発行手続き

特定技能1号：[https://www.sswm.go.jp/exam\\_f/examination\\_procedure.html](https://www.sswm.go.jp/exam_f/examination_procedure.html)

特定技能2号：[https://www.sswm.go.jp/exam\\_f\\_02/examination\\_procedure.html](https://www.sswm.go.jp/exam_f_02/examination_procedure.html)

（質問 1-5）合格しなかった理由を教えてください。

（回答 1-5）合否の問い合わせには応じられません。

(質問 1-6) 再試験はありますか。

(回答 1-6) ありません。次の開催までお待ちください。

(質問 1-7) 試験に合格しなかった場合、次に開催される試験を受験することはできますか。受験回数に制限はありますか。

(回答 1-7) 受験回数に制限はありません。

## 2. 製造分野特定技能 1 号評価試験等について

### (1) サンプル問題

(質問 2-1) 試験のサンプル問題はありますか。

(回答 2-1) 業務区分、技能ごとにサンプル問題は異なります。受験予定の業務区分、技能をご覧ください。

サンプル問題

[https://www.sswm.go.jp/exam\\_f/examination.html](https://www.sswm.go.jp/exam_f/examination.html)

### (2) 複数の業務区分で共通して対象となっている技能を選択した場合の従事可能な業務区分について

(質問 2-2) 複数の業務区分で共通して対象となっている技能について、ある試験区分で合格してその業務区分で従事している場合でも、他の業務区分で従事するためには、改めてその試験区分で合格する必要がありますか。例えば、「機械金属加工」と「電気電子機器組立て」の業務区分では“機械加工”の技能が共通して対象となっていますが、機械金属加工区分（“機械加工”の技能を選択）の試験に合格している場合でも、「電気電子機器組立て」の業務区分で“機械加工”の技能を要する業務に従事するためには、改めて電気電子機器組立て区分の試験に合格する必要がありますか。

(回答 2-2) 製造分野特定技能 1 号評価試験は、業務区分に対応する 3 つの試験区分（機械金属加工区分、電気電子機器組立て区分、金属表面処理区分）に分かれており、それぞれ異なる試験となります。そのため、機械金属加工区分の試験に合格された方は「機械金属加工」の業務区分でのみ従事可能であり、「電気電子機器組立て」の業務区分で従事するためには、“機械加工”のように両業務区分で技能が共通する場合であっても、改めて電気電子機器組立て区分の試験に合格していただくことが必要となります。

### (3) 受験の申込み

(質問 2-3) 団体申込みは可能ですか。

(回答 2-3) 試験申込は受験者ごとにマイページの登録・申込・決済が必要です。

(複数人まとめた同時申込はできません)

(質問 2-4) 登録に使用したメールアドレスは別の方にも使えますか。

(回答 2-4) 受験者単位でのメールアドレスを準備ください。

同一のメールアドレス、複数の登録に使用することはできません。

(必要に応じて、過去の登録のメールアドレスを変更することは可能です)

**(質問 2-5) 氏名の登録を誤ってしまったので修正したいです。**

(回答 2-5) 「氏名・生年月日」はマイページでの変更はできかねます。

問合せ窓口まで修正内容をお知らせください。

#### **(4) その他**

**(質問 2-6) 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野以外の職種・作業で、技能実習 2 号を良好に修了している場合でも、日本語試験に合格する必要がありますか。**

(回答 2-6) 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野以外の職種・作業（宿泊を除く。）で技能実習 2 号を良好に修了している場合、職種・作業の種類にかかわらず、技能実習生として良好に 3 年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、日本語試験が免除されます。その場合でも、別途、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野において相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有しているかを確認するための製造分野特定技能 1 号評価試験の合格が必要となります。

**(質問 2-7) 受験料、合格証明書発行手数料の領収書を発行してもらえますか。**

(回答 2-7) 領収書は発行していません。お客様ご契約のクレジットカード会社が発行するご利用明細書をもって領収書に代えさせていただきます。